

JAネットバンクにてお申込み可能な商品は下記のとおりです。

- ご利用できる方は個人のみ
- スーパー定期貯金の期間は3か月、6か月、1年のみ
- 期日指定定期貯金の期間は36か月のみ
- 自動継続は元利金継続のみ

○金利情報

スーパー定期貯金（単利型）

預入期間	300万円未満	300万円以上
3か月	0.325%	0.325%
6か月	0.325%	0.325%
1年	0.400%	0.400%

➤詳しくは下記の（商品概要説明書）をご覧ください。

期日指定定期貯金

預入期間	預入金利
36ヶ月	0.425%

➤詳しくは下記の（商品概要説明書）をご覧ください。

※金利は税引前を表示しています。

※個人のお客様は20.315%（国税15.315%、地方税5%）の源泉分離課税となります。（令和19年12月31日まで）

※市場金利の動向等により、変更となる場合がありますので、詳しくは窓口までお問い合わせください。

商品概要説明書  
スーパー定期貯金<単利型>

(2026年4月1日現在)

商品名	・スーパー定期貯金<単利型>
ご利用いただける方	・個人および法人（団体を含む。）
期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定型方式 1か月、2か月、3か月、6か月、1年、2年、3年、4年、5年</li> <li>・期日指定方式 1か月超5年未満</li> <li>・定型方式の場合は預入時のお申し出により自動継続（元金継続または元利金継続）の取扱いができます。</li> </ul>
預入方法 （1）預入方法 （2）預入金額 （3）預入単位	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一括預入</li> <li>・1円以上</li> <li>・1円単位</li> </ul>
払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。
利息 （1）適用金利 （2）利払頻度  （3）計算方法 （4）税金  （5）金利情報の入手方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・預入時の約定利率を満期日まで適用します。自動継続の場合には、原則としてこの定期貯金の自動継続時の約定利率を当該満期日まで適用します。</li> <li>・預入期間2年未満のものは満期日以後に一括して支払います。</li> <li>・預入期間2年以上のものは、中間利払日（預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日）以後および満期日以後に分割して支払います。 なお、中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および中間利払利率（約定利率×70%。小数点第4位以下切捨て）により計算します。</li> <li>・付利単位を1円として1年を365日とする日割計算をします。</li> <li>・個人のお客さまは20.315%（国税15.315%、地方税5%）※の分離課税、法人のお客さまは総合課税となります。 ※2037年12月31日までの適用となります。</li> <li>・金利は店頭のコピーボードに表示しています。</li> </ul>
手数料	—
付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人の自動継続扱いのものは総合口座の担保に組入れできます。（貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年0.5%を上乗せした利率）</li> <li>・預入期間2年のものは中間払利息を定期貯金とすることができます。</li> <li>・個人のお客さまはマル優（障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）の取扱いができます。</li> <li>・個人のお客さまは通帳レス口座サービス（通帳等の発行に代えてJAバンクアプリにより通帳レス口座利用規定が適用される貯金口座の残高・入出金明細等をご確認いただくサービス）がご利用になれます。</li> </ul>
中途解約時の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します。</li> <li>（1）約定した預入期間が1か月以上3年未満の場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 6か月未満 解約日における普通貯金利率</li> <li>② 6か月以上1年未満 約定利率×50%</li> <li>③ 1年以上3年未満 約定利率×70%</li> </ul> ただし、②および③の利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。</li> <li>（2）約定した預入期間が3年の場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 6か月未満 解約日における普通貯金利率</li> <li>② 6か月以上1年未満 約定利率×40%</li> </ul> </li> </ul>

	<p>③ 1年以上1年6か月未満 約定利率×50%</p> <p>④ 1年6か月以上2年未満 約定利率×60%</p> <p>⑤ 2年以上2年6か月未満 約定利率×70%</p> <p>⑥ 2年6か月以上3年未満 約定利率×90%</p> <p>ただし、②から⑥までの利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。</p> <p>(3) 約定した預入期間が3年超4年以下の場合</p> <p>① 6か月未満 解約日における普通貯金利率</p> <p>② 6か月以上1年未満 約定利率×40%</p> <p>③ 1年以上1年6か月未満 約定利率×50%</p> <p>④ 1年6か月以上2年未満 約定利率×60%</p> <p>⑤ 2年以上2年6か月未満 約定利率×70%</p> <p>⑥ 2年6か月以上3年未満 約定利率×80%</p> <p>⑦ 3年以上4年未満 約定利率×90%</p> <p>ただし、②から⑦までの利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。</p> <p>(4) 約定した預入期間が4年超5年以下の場合</p> <p>① 6か月未満 解約日における普通貯金利率</p> <p>② 6か月以上1年未満 約定利率×30%</p> <p>③ 1年以上1年6か月未満 約定利率×40%</p> <p>④ 1年6か月以上2年未満 約定利率×50%</p> <p>⑤ 2年以上2年6か月未満 約定利率×60%</p> <p>⑥ 2年6か月以上3年未満 約定利率×70%</p> <p>⑦ 3年以上4年未満 約定利率×80%</p> <p>⑧ 4年以上5年未満 約定利率×90%</p> <p>ただし、②から⑧までの利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。</p> <p>・中途解約の場合、中途解約利息以上に、既に中間払利息が支払われていることがあります。その場合には、その利息額（支払済の利息合計額）と中途解約利率により計算した利息額との差額を定期貯金元金から清算します。</p>
貯金保険制度 (公的制度)	<p>・保護対象</p> <p>当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。</p>
苦情処理措置および 紛争解決措置の内容	<p>苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当JA本支店（所）または金融共済部（電話 0247-57-5925）にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、JAバンク相談所（電話番号：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA金融共済部またはJAバンク相談所にお申し出ください。</p> <p>福島県弁護士会（電話：024-534-2334）  東京弁護士会（電話：03-3581-0031）  第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）  第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）</p> <p>「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。</li> <li>・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。</li> </ul> <p>なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記JAバンク相談所または東京三弁護士会にお問合せください。」</p>
その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。</li> </ul>

詳しくは窓口にお問い合わせください。

JA東西しらかわ

商品概要説明書  
期日指定定期貯金

(2026年4月1日現在)

商品名	・期日指定定期貯金
ご利用いただける方	・個人のみ
期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・最長3年</li> <li>・満期日は、この貯金の全部または一部について預入日の1年経過後から3年までの間の任意の日を指定できます。(ただし、満期日の指定をするときはその1か月前までに当店に通知が必要です。)</li> <li>・預入時のお申し出により最長預入期限を満期日とする自動継続(元金継続または元利金継続)の取扱いができます。なお、自動継続時に利息の元金組入れ後の金額が300万円以上となる場合は、商品が自動継続スーパー定期貯金(複利型)へ切り替わります。</li> </ul>
預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一括預入</li> <li>・1円以上300万円未満</li> <li>・1円単位</li> </ul>
払戻方法	・預入日から1年経過後、任意の日に貯金の全部または一部について何回でも払戻しができます。ただし、一部支払いについては、1回あたり1万円以上1円単位となります。
利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の入手方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・預入時の約定利率を満期日まで適用します。自動継続の場合には、原則としてこの定期貯金の自動継続時の約定利率を当該満期日まで適用します。</li> <li>・満期日に一括して支払います。</li> <li>・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算で1年ごとに複利計算をします。</li> <li>・20.315%(国税15.315%、地方税5%)※の分離課税となります。 ※2037年12月31日までの適用となります。</li> <li>・金利は店頭のコピーボードに表示しています。</li> </ul>
手数料	—
付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自動継続扱いのものは総合口座の担保に組み入れることができます。(貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年0.5%を上乗せした利率)</li> <li>・マル優(障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)の取扱いができます。</li> <li>・通帳レス口座サービス(通帳等の発行に代えてJAバンクアプリにより通帳レス口座利用規定が適用される貯金口座の残高・入出金明細等をご確認いただくサービス)がご利用になれます。</li> </ul>
中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により1年ごとの複利計算した利息とともに払い戻します。

	<p>(1) 6か月未満 解約日における普通貯金利率</p> <p>(2) 6か月以上1年未満 預入時の2年以上利率×40%</p> <p>(3) 1年以上1年6か月未満 預入時の2年以上利率×50%</p> <p>(4) 1年6か月以上2年未満 預入時の2年以上利率×60%</p> <p>(5) 2年以上2年6か月未満 預入時の2年以上利率×70%</p> <p>(6) 2年6か月以上3年未満 預入時の2年以上利率×90%</p> <p>ただし、(2) から (6) までの利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。</p>
貯金保険制度 (公的制度)	<p>・保護対象</p> <p>当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。</p>
苦情処理措置および 紛争解決措置の内容	<p>苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当JA本支店（所）または金融共済部（電話0247-57-5925）にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、JAバンク相談所（電話番号：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA金融共済部またはJAバンク相談所にお申し出ください。</p> <p>福島県弁護士会（電話：024-534-2334）  東京弁護士会（電話：03-3581-0031）  第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）  第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）</p> <p>「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。</li> <li>・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。</li> </ul> <p>なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記JAバンク相談所または東京三弁護士会にお問合せください。」</p>
その他参考となる 事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。</li> <li>・満期日の指定がないときは最長預入期限が満期日となります。</li> </ul>

詳しくは窓口にお問い合わせください

JA東西しらかわ

## JAネットバンク手数料一覧

令和8年5月1日現在

JA東西しらかわ

### 住宅関連資金一部繰上返済手数料

1回につき	JAネットバンク（個人向け）利用
	11,000円（消費税込）

※繰上返済1回あたりの最低返済額は100万円、元金に対する限度額は99%です。

※JAネットバンクでの繰上返済に対応していない商品もございますので、詳しくは窓口までお問い合わせください。

### 生活関連資金一部繰上返済手数料

1回につき	JAネットバンク（個人向け）利用
	無料

※繰上返済1回あたりの最低返済額は1円、元金に対する限度額は99%です。

※JAネットバンクでの繰上返済に対応していない商品もございますので、詳しくは窓口までお問い合わせください。

### 振込手数料

種類	JA ネットバンク（個人向け）利用
自店・当 JA 本支店あて	無料
県内・県外系統あて	220円
他金融機関宛	440円